

5. 農業に関する試験研究機関の整備総合案について

〔諮問〕

24改局第746号
昭和24年6月25日

日本学術会議会長殿

農林省農業改良局長
磯 辺 秀 俊

標記の件については、さきに貴会より実施の計画ある場合は、貴会の御意見を伺うよう御通知に接していたが、農業（但蚕糸を除く）に関する試験研究機関の整備総合については次のような経過となっているから諒承せられたい。

即ち本件は連合軍最高司令部天然資源局の発意に基き先ず農業渉外連絡会が検討立案し次いで農業試験研究機関整備総合中央審議会が設けられ、所謂中央審議会案を作成した。以上の二段階を経た後農林省において農業改良局長が責任をもってこれを立案することになり、昭和23年12月27日農林省案を農業改良局長より、天然資源局農業課長宛に提出した。これに対し去る6月10日天然資源局より別紙の如き声明書が農林大臣に交付された。

前記農林省案は別冊添付の通りであるが、右は農業渉外連絡会案及び中央審議会案の趣旨を多分に取り入れ、具体的な整理場所の個々については更に周密な科学的検討を加えて立案作製されたものであって、近く都道府県庁と協議の後閣議決定を求めた上公表し、更に予算的措置を講じて明25年度から実施に入る予定である。

貴会におかれても右農林省案の内容を十分御検討の上御賛同を得たい次第である。

[答申]

研発第341号
昭和24年8月10日

農林省農業改良局長
磯部秀俊 殿

日本学術会議会長

農業に関する試験研究機関の整備総合案について
(昭和24年6月25日付24改局第746号に対する回答)

本会議の意見は左記の通りであります。

なお、この意見は、本会議の第21委員会（農学に関する試験研究機関の整備統合拡充に関する委員会）において慎重審議の結果得られたものであり、第6部（農学）及び第7委員会（試験研究機関の整備統合拡充に関する委員会）もこれと同意見であることを申し添えます。

記

農業関係試験研究機関整備総合に関する農林省計画案は適切なものとする。については、次の諸点について十分考慮を払われるよう希望する。

1. 本案を実施するに当っては、試験研究機関の機能を十分発揮し得るよう人員を確保すること。
2. 本案に基く試験研究機関の運営を円滑ならしめるため、研究企画官の機能を十分発揮し得るようその人員待遇等について拡充強化を図ること。
3. 本業に基く試験研究機関の機能を合理的且つ総合的ならしめるため審議会の如きものを設置すること。
4. 部外研究機関との連繫を緊密にすること。